

鞍手町中小企業振興基本条例（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 意見募集の概要

意見の募集期間	平成 30 年 8 月 1 日 ～ 平成 30 年 8 月 31 日
意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）への掲示及び同施設での閲覧・配布
意見の提出方法	ホームページ、郵便、FAX、持参

2. 意見内容とその対応

鞍手町中小企業振興基本条例（案）に対する意見の提出がなかったことから、記載内容の修正、文言の追加等を行わず原案のとおりとすることを報告いたします。